

6-11 建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定・適合性判定

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）

1. 性能向上計画認定制度とは？（法第 29 条）

- ・新築及び省エネ改修（増築・改築、修繕・模様替え、空気調和設備等の設置・改修）を行う場合に、所管行政庁から誘導基準に適合している旨の認定を受けることができます。なお、申請受付は工事着工前のみです。着工後の申請はできません。
- ・認定の基準は下記の通りです。
 - ① 建築物のエネルギー消費性能基準（誘導基準以上）
 - ② 基本方針
 - ③ 資金計画詳細は国土交通省のホームページをご覧ください。
- ・認定を受けるための申請書等は、国土交通省のホームページでご確認の上、作成をお願いいたします。申請は、申請書等のほか、以下の書類を添付の上で正副 2 部提出してください。
 - ① 委任状
 - ② 技術的審査適合証、設計住宅性能評価書の写し
 - ③ 確認済証の写し
- ・共同住宅等の複数住戸が存在する建築物を申請する場合、受付に時間を要しますので、時間に余裕をもってのご来庁をお願いいたします。

2. 適合性判定とは？（法第 11 条）

- ・建築主は、建築物の新築・増改築を行う場合、その用途や規模に応じて、建築確認申請時等に建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定が必要になります。
- ・設計住宅性能評価書や長期優良住宅認定等を取得している場合は、これらの書面の添付をもって適合性判定に代えることができます。
- ・建築物エネルギー消費性能基準への適合を仕様基準等で評価する場合は、適合性判定に代えて確認申請で基準への適合を確認することができます。
- ・建築確認申請に係る完了検査時に、計画建築物が建築物エネルギー消費性能基準へ適合しているか、適合性判定等の内容（断熱材の種別、厚さ、施工箇所、建築設備の種別、施工状況等）に照らし合わせて確認します。基準適合が確認できない場合、完了検査済証が交付されません。

- 延べ面積が 10,000 m²を超える建築物については東京都にご相談ください。
- 詳しい内容や提出に用いる様式については、国土交通省や区のホームページをご覧ください。
- 令和 7 年度からの基準適合義務化は、工事着手日が施行日以降の場合に適用されます。施行日前に確認済証を取得していても、着手が施行日以降となると基準適合義務対象となりますので、ご注意ください。

担 当	都市整備政策部 建築審査課 設備審査担当 電話番号 03-6432-7170 ファクシミリ 03-6432-7985
--------	---